

法定

宇都宮地域合併協議会

だより

- 発行 宇都宮地域合併協議会
 - 編集 宇都宮地域合併協議会事務局
- 〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5
Tel.028-632-2105 Fax.028-632-5425
E-mail info@u-gappei.jp

No. 04

平成16年6月23日発行

まちの横顔

～地域のイベントを紹介します～

コスモスはギリシャ語で「顔」といいます。



ジャパンカップサイクルロードレース(宇都宮市)



愛宕神社奉納相撲(上三川町)



梵天祭(上河内町)



白髭神社例大祭(河内町)

第4回の合併協議会が5月31日に開催されました。

今回の会議では、「交通関係事業の取扱いについて」、「農林水産関係事業の取扱いについて」、「学校教育関係事業の取扱いについて」など、合併協定項目のうち7項目と、「平成15年度歳入歳出決算について」が審議され、それぞれ原案どおり承認されました。

また、「地域自治制度について」及び「市町建設計画について」小委員会の審議状況が報告され、委員の意見をお聴きしました。地域自治制度については、「宇都宮地域独自の制度であり、住民自治に大変配慮したものになっている。また、各地域にとって使いやすい仕組みになっている。」との意見があり、これからも小委員会で継続して協議されることになりました。

皆さんも合併協議会を傍聴してみませんか。傍聴についてのお知らせは、裏表紙にあります。

合併協定項目の審議状況をお知らせします。

社会教育関係事業の取扱いについて

承認

- 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。
- 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。

環境・清掃関係事業の取扱いについて

承認

- 環境・清掃関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。
- 広域的なごみ・し尿処理事業については、廃止の方向で調整する。

農林水産関係事業の取扱いについて

承認

- 農林水産関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに策定する計画に基づき調整する。
- 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）については、合併までに基本的な仕組みは、統一した基準で調整を図ることとするが、各町が独自に実施している施策については、実情を考慮して調整を図る。
- 農業金融対策事業における合併までの借入分については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 農業公社については、合併までに統合できるよう調整する。
- 市町有林・部分林整備事業については、合併までに管理処分の一統に向け調整する。
- 農業集落排水施設の事業分担金については、現行のまま引き継ぐものとし、使用料の体系及び金額については、段階的に統一を図る。

参考：農業近代化資金利子補給率及び農業集落排水施設使用料の現状

項 目	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	備 考	
農業近代化資金利子補給率	一般農業者	1.0%以内	—	—		
	認定農業者	1.5%以内	1.0%以内	—	1.5%以内	
	その他	—	—	3名以上で共同利用の機械施設購入2.0%以内	—	
農業集落排水施設使用料	世帯割	2,900円	汚水量に応じて積算	—	2,000円	別途、消費税を加算
	人数割	320円		—	250円	

一〇メモ

※1.農業振興地域／土地の自然的な条件や利用状況、農業の現状と将来の見通し等を考慮し、農業の振興を図ることがふさわしいと認められる地域で、県知事が指定したもの。 ※2.水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）／消費者や市場が求める「米づくり」の実現と良好な水田環境の保全を図るため、需要に応じた米の計画的生産や水田の有効活用に向けた取組みを推進するもの。 ※3.部分林／国所有の山林を自治体が契約に基づき借り受け、その収益を契約の割合により配分する。 ※4.農業近代化資金利子補給／農業経営の改善を図るために農協等の金融機関が農家に対して行う中・長期的な融資に対し、自治体はその利子の一部を補給する。 ※5.代替バス／地域住民の「足」を確保するために、廃止バス路線に自治体などがバスを運行すること。上河内町と河内町の一部で運行されている。

交通関係事業の取扱いについて

承認

- ① 交通関係事業の取扱いについては、原則として現行のまま引き継ぐことを基本とする。
- ② 生活バス路線維持補助のうち、河内町単独の運行補助については、住民生活に影響を与えるものであるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、広域的な視点からの調整が必要となることから、段階的に調整する。
- ③ 代替バス運行費補助については、住民生活に影響を与えるものであるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、広域的な視点からの調整が必要となることから、段階的に調整する。



ユッピー号(代替バス)

消防関係事業の取扱いについて

承認

- ① 消防関係事業の取扱いについては、宇都宮市の制度に統一するものとする。
- ② 消防体制については、各町とも消防分署とする。
- ③ 上河内町及び河内町と宇都宮市の消防事務受委託契約は、合併の日の前日をもって廃止するものとする。
- ④ 上三川町が加入している石橋地区消防組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- ⑤ 上三川町の地域内にある石橋地区消防組合所有の消防財産(消防団関係を除く)については、上三川町の所有とし、合併時に新市に引き継ぐものとする。

学校教育関係事業の取扱いについて

承認

- ① 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する。
- ② 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。
- ③ 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込む。

参考: 学校給食費の現状

(平成16年5月1日現在)

項 目		宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町
給食費	小学校	平均3,915円	4,200円	4,200円	4,300円
	中学校	平均4,736円	4,800円	4,600円	4,900円

一部事務組合の取扱いについて

承認

- ① 1市3町が加入している栃木県市町村消防災害補償等組合については、新市として引き続き加入する。
- ② 上三川町、上河内町、河内町が加入している栃木県市町村議会議員公務災害補償等組合及び栃木県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- ③ 上三川町が加入している石橋地区消防組合及び小山広域保健衛生組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- ④ 上三川町、上河内町、河内町が加入している栃木県市町村職員退職手当組合については、今後、新市の退職手当の長期的推計や財政状況、また組合と宇都宮市との制度比較などを勘案し、合併までにその方向性を決定する。

表紙

●ジャパンカップサイクルロードレース/毎年、森林公園周辺を舞台に国内外の強豪選手を迎えて行われる国内最高峰の自転車ロードレース。今年は、10月23日・24日に開催されます。●愛宕神社奉納相撲/毎年8月の第4日曜日に開催される200年の歴史をもつ奉納相撲。現在は子ども相撲として奉納されており、力士たちの名勝負が繰り広げられます。●梵天祭り/五穀豊穡、家内安全を願って梵天を神社に奉納する羽黒山の秋の例祭で、毎年11月23日・24日に開催されています。およそ300年の歴史をもつ伝統ある祭りです。●白鬚神社例大祭/江戸時代の頃の発祥とされており、毎年11月23日に開催されています。屋台を引くのは、5年に一度で、今回は、平成20年となります。

合併による魅力ある地域づくり

…地域自治制度の構築に向けて…

宇都宮地域合併協議会では、合併後の地域住民の声をより身近に行政に反映させていくために、地域自治制度の構築に向けた取り組みを行っています。

これまでの協議では、住民代表組織（仮称 地域自治協議会）の所掌事項、組織、委員の任期などが協議され承認されています。（詳細については、第2号をご覧ください。）

第4回の協議会では、地域行政機関の執行体制についての協議が行われました。

執行体制の基本的な考え方

地域が主体となった、個性と活力あふれる地域づくりを効果的に実施できるような体制を整備します。また、住民が利用しやすく分かりやすい体制づくりにも留意します。

地域行政機関の内部体制

地域行政機関の長は、本庁の部長

に準ずる職とし、内部組織として課を置きます。体制及び規模については適切なものにします。

地域行政機関に地域担当の助役を配置します

合併は、地域社会に大きな影響を及ぼすものであることから、合併後の一定期間は、地域（旧町）を総合的

に調整し、主体的な地域づくりを推進する役割を担わせるために、それぞれに地域を担当する助役を配置します。

役割

- ① 地域住民、地域団体、民間団体など、地域社会の構成団体間の総合調整を行うこと
- ② 地域行政機関と地域自治協議会との調整を行うこと
- ③ 地域行政機関の事務事業について、その指揮監督を行うこと
- ④ 全市統括機関が実施する当該地域に係る重要施策等について意見

選任方法

地域の主体性を尊重するため、地域自治協議会との協議、またはその推薦を尊重し、市長が選任します。

設置期間

地域担当の助役の設置期間は、4年（1期）とします。なお、その後のあり方については、新市の地域自治制度の状況により検討します。

お知らせ

合併協議会が開催されます。

第5回

- 日時／平成16年6月25日（金）午後2時から
- 傍聴受付／午後1時30分から1時55分まで
- 会場／宇都宮市役所14大会議室（14階）

第6回

- 日時／平成16年7月9日（金）午後2時から
- 傍聴受付／午後1時30分から1時55分まで
- 会場／宇都宮東武ホテルグランデ（6階龍田）

第7回

- 日時／平成16年7月26日（月）
- ※第7回については予定です。開催する場合には、第6回合併協議会終了後に時間、会場等をホームページに掲載しますので、ご確認ください。

協議会は、どなたでも傍聴することができますので、希望する方は、直接会場までお越しください。傍聴受付は、定員（20名）になり次第締め切らせていただきます。ただし、受付開始時点で定員を超える傍聴希望者がいる場合は、抽選により決定します。なお、駐車場には限りがございますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

宇都宮地域合併協議会では、協議会のさまざまな情報をお知らせするため、ホームページを開設しています。最新情報や合併協議会の紹介、協議会の会議録などがご覧いただけます。

- ◆アドレス <http://www.u-gappei.jp/>
- ◆Eメール info@u-gappei.jp

●各市区ホームページ●

- 宇都宮市 <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>
- 上三川町 <http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp/>
- 上河内町 <http://www.town.kamikawachi.tochigi.jp/>
- 河内町 <http://www.town.kewachi.tochigi.jp/>